

令和6年度前橋市大区画ほ場整備事業補助金交付要項

令和6年6月17日から適用

取扱担当課	
前橋市役所農村整備課（7階）	
電話	027-898-6713（直通）
	027-224-1111（内線3713）
電子メールアドレス	nousonseibi@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	農業生産性を向上させ、農業経営の効率化を促すため、ほ場区画を大規模化する費用を補助するものです。
補助対象者	<p>1 認定農業者、農地所有適格法人、集落営農組織、機械化組合で、本市内で2ha以上の耕作を行っている者</p> <p>2 暴力団排除に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>

<p>交付の対 象と なる 事業 及び 経費 の 手 続 等</p>	<p>一区画の農地面積を35a以上にする工事の費用のうち下表に定める対象工種等及びその基準額</p> <table border="1" data-bbox="375 280 1380 884"> <thead> <tr> <th>対象工種等</th> <th>対象工種等の基準額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整地工</td> <td>199,110円 (1haあたり)</td> <td>自力施工の場合のみ</td> </tr> <tr> <td>畦畔工(除去)</td> <td>684円 (1mあたり)</td> <td>自力施工の場合のみ</td> </tr> <tr> <td>取水工(新設)</td> <td>5,592円 (1箇所あたり)</td> <td>自力施工の場合のみ</td> </tr> <tr> <td>水尻工(新設)</td> <td>6,736円 (1箇所あたり)</td> <td>自力施工の場合のみ</td> </tr> <tr> <td>機械賃借料</td> <td>実費</td> <td>自力施工の場合のみ</td> </tr> <tr> <td>施工委託料</td> <td>実費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量委託料</td> <td>実費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象工種等	対象工種等の基準額		整地工	199,110円 (1haあたり)	自力施工の場合のみ	畦畔工(除去)	684円 (1mあたり)	自力施工の場合のみ	取水工(新設)	5,592円 (1箇所あたり)	自力施工の場合のみ	水尻工(新設)	6,736円 (1箇所あたり)	自力施工の場合のみ	機械賃借料	実費	自力施工の場合のみ	施工委託料	実費		測量委託料	実費	
対象工種等	対象工種等の基準額																								
整地工	199,110円 (1haあたり)	自力施工の場合のみ																							
畦畔工(除去)	684円 (1mあたり)	自力施工の場合のみ																							
取水工(新設)	5,592円 (1箇所あたり)	自力施工の場合のみ																							
水尻工(新設)	6,736円 (1箇所あたり)	自力施工の場合のみ																							
機械賃借料	実費	自力施工の場合のみ																							
施工委託料	実費																								
測量委託料	実費																								
<p>交付 金額</p>	<p>1 事業費の積算方法： 対象工種等の基準額に対象工種等の数量を乗じて算出した金額に機械賃借料等の見積額を加えた合計金額（1円未満切捨て）</p> <p>2 補助率： 事業費の1/2以内（千円未満切捨て）</p> <p>3 補助上限額 (1) 認定農業者、農地所有適格法人（農事組合法人以外）、集落営農組織、機械化組合 500,000円 (2) 農地所有適格法人（農事組合法人） 250,000円</p>																								
<p>交付 条件</p>	<p>1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>																								

<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施設計書及び図面（平面図、位置図） (2) 収支予算書 (3) 見積書（機械賃借または施工委託、測量委託を行わない場合不要） (4) 同意書（申請者と事業実施ほ場所有者が同一の場合不要） (5) その他参考となる書類 <p>【注】収支予算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>
<p>請求の方法、支払時期等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付請求書 (2) 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> ア 補助金額確定通知書の写し イ 事業実施前後のほ場写真 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
<p>対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続が必要となります。 2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。

<p>変更等承認決定の時期等</p>	<p>変更等承認申請書の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し通知します。</p>
<p>実績報告書の提出</p>	<p>1 事業が完了した日から30日以内に、次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 収支決算書</p> <p>イ 工事写真帳</p> <p>ウ 機械賃貸業者、施工受託業者、測量受託業者との契約書及び領収書の写し（機械賃借、施工委託、測量委託を行わない場合不要）</p> <p>エ その他参考となる書類</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額確定し、通知します。</p>
<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されません。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取り消しに係る部分の金額を指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>3 補助事業者は、補助金の返還の通知を受け、指定された期限までにこれを納付しなかったときは、「前橋市税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例（昭和39年前橋市条例第25号）」の規定により算出した延滞金を納付しなければなりません。</p>
<p>様式</p>	<p>1 交付申請書兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>3 変更等承認申請書（様式第3号）</p> <p>4 変更等承認通知書（様式第4号）</p> <p>5 実績報告書（様式第5号）</p> <p>6 補助金額確定通知書（様式第6号）</p> <p>7 補助金交付請求書（様式第7号）</p>